

浦賀ドック再整備・運営事業に係る事業協力者協定書（案）

横須賀市（以下、「甲」という。）は、浦賀ドック再整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関し、代表企業たる●●●●（以下「代表企業」という。）、構成企業たる●●●●、●●●●（以下これらの企業を個別に又は総称して「構成企業」といい、代表企業及び構成企業を個別に又は総称して「乙」という。）を事業協力者として決定したことを確認し、次のとおり、乙との間で、本事業に関する事業協力者協定書（以下「本協定書」という。）を締結¹する。

（目的）

第1条 本協定書は、浦賀ドック再整備・運営事業基本計画（以下「基本計画」という。）の策定ならびに基本計画に基づく事業手法の検討及び基本計画に基づいて実施される各種業務（以下「各種業務」という。）に係る契約締結等に向け、甲及び乙の権利及び義務並びに諸手続を定める。

（当事者の義務）

第2条 甲及び乙は、本協定書の定めを信義に従い、誠実に履行しなければならない。

- 2 乙は、本事業の公募要項、要求水準書等の公募資料（以下「公募要項等」という。）、並びに甲に提出した事業提案書（以下、「事業提案書」という。）その他を踏まえて甲が策定する浦賀湾周辺地区における土地利活用アクションプラン（以下、「アクションプラン」という。）の策定において、必要な支援を行う。
- 3 乙は、公募要項等及び事業提案書をもとに、浦賀ドック再整備・運営事業基本計画検討業務（以下、「基本計画検討業務」という。）を行い、甲による基本計画の策定及び確定を支援する。
- 4 甲は、基本計画に基づき本事業に係る事業手法を定め、必要な予算措置を行う。
- 5 甲及び乙は、基本計画に基づき、本事業の実施に係る契約締結その他必要な手続きを行い、各種業務を実施する。
- 6 甲及び乙は、基本計画の策定及び各種業務の実施に向けた各関係機関との協議、調整を連携して行う。
- 7 乙の代表企業及び構成企業は、甲に対して、本協定書に基づく乙の責任及び義務を連帯して負うものとする。
- 8 甲が乙の代表企業に対して行った行為は、当該行為時に甲が別段の意思を表示しない

¹ 本協定書の名称については事業提案書に記載された事業内容や事業手法等を踏まえて、甲と乙との協議のうえ定めるものとする。

限り、乙に対して行ったものとみなし、甲が代表企業へ通知した事項は構成企業にも通知されたものとみなす。

(アクションプラン策定の支援)

第3条 乙は、公募要項等及び事業提案書等を踏まえて甲が実施するアクションプランの策定において、必要な支援を行う。

(基本計画検討業務に係る委託契約)

第4条 甲及び乙は基本計画検討業務に係る業務委託契約（以下、「基本計画検討業務委託契約」という。）を第2項から第4項の規定に従い締結する。

- 2 業務委託費は●●●●円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
- 3 業務委託期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする。
- 4 その他、基本計画検討業務の実施に関して必要な事項については基本計画検討業務委託契約において定める。

(基本計画検討業務の実施)

第5条 乙は、本事業を推進するために、公募要項等及び事業提案書を踏まえ、以下の各号に掲げる内容の基本計画検討業務を実施する。

(1)基本計画案の作成

- ア 事業実施方針の検討
- イ 施設計画
- ウ 施工計画
- エ 管理運営計画
- オ 事業手法の検討
- カ 資金計画
- キ その他基本計画案の策定に必要な事項

(2)各種会議等の支援

- ア 庁内会議等の資料作成や運営支援
 - イ その他基本計画案策定に必要な各種会議等の支援
- 2 乙は、基本計画検討業務を実施する上で、甲、港湾管理者、道路管理者、上下水道管理者その他の各関係機関と協議を行う。
 - 3 乙は、基本計画案を甲に提出し、承認を受けた後、基本計画検討業務委託契約に基づき、甲の完了検査を受ける。
 - 4 甲は、乙より提出された基本計画案に基づき、基本計画の策定及び確定を行うこととし、乙は、甲における基本計画の策定及び確定において必要な協力を行う。

(事業手法等の検討)

第6条 甲は、策定された基本計画に基づき、本事業の実施に係る事業内容及び事業手法等を定め、乙に通知するものとする。

2 乙は、甲における事業内容及び事業手法等の検討において必要な協力を行う。

(予算措置)

第7条 甲は、策定された基本計画並びに前条に基づいて決定された事業内容及び事業手法等を踏まえて、本事業の実施において必要な予算措置を行う。

2 乙は、甲における予算措置の準備や検討において必要な協力を行う。

(実施協定の締結)

第8条 甲及び乙は、●年●月●日または別途甲乙で合意する日までに、公募要項等、事業提案書及び基本計画を踏まえて、本事業の実施に係る協定（以下「実施協定」という。）を締結し、当該実施協定において、以下の各号に掲げる業務（以下「各業務」という。）の概要と代表企業及び各構成企業の役割と義務、本事業実施のスケジュール、民有地開発事業の収益の市有地活用事業への還元、その他本事業の実施に関して必要な事項を定めるものとする。²

- (1) 市有地活用事業プロジェクトマネジメント業務
- (2) 市有地活用事業設計業務
- (3) 市有地活用事業工事監理業務
- (4) 市有地活用事業維持管理・運営業務
- (5) 市有地活用事業開発業務
- (6) プロジェクトマネジメント業務（エリアマネジメント業務を含む）
- (7) 民有地開発業務

(各業務に係る契約締結)

第9条 甲及び乙の各業務を担当する各構成企業は、実施協定に基づいて、各業務に関する業務委託契約、市有地財産貸付契約、その他必要な契約を締結するものとする。

2 以下の各号に掲げる各業務に係る業務委託契約の締結時期については以下を期限とする。

- (1) 市有地活用事業プロジェクトマネジメント業務：令和●年●月●日
- (2) 市有地活用事業設計業務：令和●年●月●日

² 本条及び次条に規定する業務内容については、事業提案書に記載された事業内容や事業手法等を踏まえて、甲と乙との協議のうえ定めるものとする。

- (3)市有地活用事業工事監理業務：令和●年●月●日
- (4)市有地活用事業維持管理・運営業務：令和●年●月●日
- (5)市有地活用事業開発業務：令和●年●月●日
- (6)プロジェクトマネジメント業務（エリアマネジメント業務を含む）

（各業務の実施）

第 10 条 乙は、各業務に係る契約締結後、速やかに各業務を開始する。

（構成企業の離脱）

第 11 条 構成企業のいずれかが本事業から離脱した場合、代表企業及び他の構成企業は、この離脱にかかわらず本事業を継続して実施する責任を負うものとする。なお、代表企業及び市有地活用事業代表企業は本事業から離脱できないものとする。

- 2 構成企業のいずれかが本事業から離脱したことによって甲に損害が発生した場合、乙は、甲に発生した損害の全てを連帯して賠償しなければならない。

（準備行為）

第 12 条 乙は、各業務に係る契約締結前であっても、自らの費用と責任において基本計画を遵守するために必要な準備行為をなすことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

（合意解除）

第 13 条 甲及び乙は、事業環境の大幅な変化等の都合により止むを得ず本事業を実施できなくなった場合においては、協議、合意の上、本協定書を解除することができる。

（合意解除における処理）

第 14 条 前条に基づき基本計画検討業務委託契約又は各業務に係る契約が締結に至らなかった場合における費用（甲及び乙が本事業及び各業務の準備のために要した費用及びその他前条の規定により本協定書を解除するために要した費用）については、本協定書の当事者各自の負担とし、相手方に当該費用を請求することができない。

（強制解除）

第 15 条 甲は、次に掲げる場合は、事前に代表企業を通じて乙に通知することにより、乙の事業協力者としての地位を解消し、本協定書を解除することができるものとする。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、●年●月●日までに、第 3 条に規定する基本計画検討業務委託契約が締結されなかった場合又は締結されないことが合理的に明ら

かな場合

- (2) 乙の責めに帰すべき事由により、第9条に規定する契約締結期限までに各業務に係る業務委託契約等が締結されない場合
- (3) 乙の責めに帰すべき事由により、甲、住友重機械工業株式会社、乙の間で●年●月●日に締結された浦賀駅前周辺地区の活性化事業の実現に向けた三者連携協定が解除された場合
- (4) 本協定書の有効期間中に、乙において次の各号のいずれかの事由が生じたとき。
 - ① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8章第2節に規定する手続に従って、同法第7条、第8条の2、第17条の2、又は第20条のいずれかの排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
 - ② 独占禁止法第8章第2節に規定する手続に従って、同法第7条の2、第8条の3、又は第20条の2～6のいずれかの課徴金納付命令を受け、当該課徴金納付命令が確定したとき。
 - ③ 自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業者について、刑法（明治40年法第45号）第96条の6又は第198条の規定に違反し、これらの規定による刑が確定したとき。
 - ④ 横須賀市暴力団排除条例（平成23年横須賀市市条例第9号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人又は暴力団員等と密接な関係を有することが判明したとき。
 - ⑤ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項または第2項の規定に違反することが判明したとき。

（強制解除における損害の賠償）

- 第16条 甲は、前条各号のいずれかの事由が生じ、且つ本協定書が強制解除となったときは、乙に対し、金50,000,000円を違約金として請求することができるものとする。
- 2 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する違約金額を超える場合は、甲がその超過分について乙に賠償を請求することを妨げるものではない。
 - 3 乙が第1項の違約金又は前項の賠償金を市の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した金額を遅延損害賠償金として、甲に支払わなければならない。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。

（秘密保持）

第 17 条 甲及び乙は、本事業又は本協定書に関して知り得た情報（公知の情報を除く。）について、相手方の書面による事前の同意を得ることなく、これを第三者に開示し、又は本協定書の目的以外に使用してはならない。ただし、裁判所より開示が命ぜられた場合、弁護士等の法令上守秘義務を負う者に開示する場合及び市が法令に基づき開示する場合は、この限りでない。

（協定書の変更）

第 18 条 本協定書の変更は、甲と乙の書面による合意により行うものとする。

（有効期間）

第 19 条 本協定書の有効期間は、本協定書締結の日から第 8 条に定めた各業務に係る全ての業務委託契約が締結される日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 14 条、第 16 条、第 17 条、本条、第 20 条及び第 21 条の規定の効力は、本協定書の解除又は期間満了による終了後においても存続する。

（協議等）

第 20 条 本協定書に定めのない事項につき疑義が生じた場合は、甲と乙は誠意をもって協議し解決するものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第 21 条 本協定書は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本協定書に関する当事者間に生じた一切の紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上を証するため、本協定書を●通作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、甲と乙が各●通を保有する。

令和●●年●●月●●日

甲

乙

(代表企業)

(構成企業)